

# 入院医療費について

平成 23 年 4 月より入院医療費の計算方法が変更になります。今まで、診療行為ごとに治療費を計算する出来高方式でしたが、これからは 1 日当たりの定額の医療費を基本とした【DPC（診断群分類包括評価制度）】により計算を行うことになります。

## DPC（診断群分類包括評価制度）とは

DPCとは、**D**iagnosis（診断） **P**rocedure（手技） **C**ombination（組み合わせ）の略で、診断群分類を用いた新しい「包括支払制度」です。この新しい入院費用の計算方法は、従来の「出来高払い方式」とは異なり、患者様の病気、病態をもとに、手術や処置などの内容に応じて診断群分類ごとに定められた 1 日当たりの定額の点数（包括点数）を基本に医療費を計算する方式です。



### 包括部分の計算式

包括される診療費用 = 診断群分類毎の 1 日の包括評価点数 × 入院日数 × 医療機関月係数

※ 医療機関係数とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められている係数です。

### 入院費用の計算式

入院費用 = 包括される診療費用 + 出来高の診療費用 + 食事療養費

# 患者様へお願い

## 入院中の他医療機関への受診について

原則として、当院入院中に他の医療機関での診療や投薬を受けることは出来ません。但し、当院ではできない専門的な診療が必要と判断された場合には、他院へ紹介させていただきます。

## 服用中のお薬について

服用中のお薬（内服薬・外用薬）は、予想される入院期間に応じて、入院前にかかりつけの医療機関に処方してもらい、持参してください。また、服用中のお薬がなくなる場合には、必ず、主治医または看護師に相談し指示に従ってください。

## Q&A

### 1. 出来高方式に比べて医療費は高くなりますか？

主病名や診療内容によって異なります。

### 2. 医療費の支払いはどうなりますか？

従来通り月毎または退院時の支払いになります。但し、入院当初に確定した診断群分類から変更があった場合には請求額が異なるため、退院日に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

### 3. すべての入院患者さんにDPCが適用になりますか？

基本的に、平成23年4月1日以降に入院された方についてはすべての方が対象となります。但し、次に該当する場合はDPC対象外となります。

- ・ 労災、公務災害、自賠責等の保険を使用する場合
- ・ 入院後24時間以内に亡くなられた場合
- ・ DPC対象であっても一定の入院期間を超えた場合

上記以外にも疾患・診療内容により、DPC対象外となる場合もあります。

### 4. DPC対象であっても出来高で計算してくれますか？

厚生労働省の定めにより、DPC対象の患者様に対して出来高での請求を行うことは出来ません。

### 5. 高額医療費の扱いはどうなりますか？

従来通り、高額医療制度の取り扱いに変更はありません。